球磨川漁協３月10日臨時総会議案についての公開質問状

熊本県農林水産部御中

　球磨川漁協は、2021年3月10日臨時総会を開こうとしています。

　しかし、同総会における議案について疑義がありますので、公開質問状をお送りします。

　3月17日までにご回答くださるよう、よろしくお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2021年3月9日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　熊本一規(明治学院大学名誉教授)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

公開質問状

１．球磨川漁協定款では「定款の変更」が「組合の専属事項」とされていないにもかか

わらず、なぜ総代会に諮らないまま総会に諮るのか？

２．水協法第52条6項により、総代会には総会に関する規定が準用される。

　　　「定款の変更」は、水協法第48条、第50条で「総会の議決を経なければならな

い」とされており、したがって、水協法第52条6項に基づき、「総代会の議決を経

なければならない」ことになる。

　にもかかわらず、なぜ、「定款の変更」を総代会に諮らないのか？

３．水協法第52条では「総会に代わるべき総代会を設けることができる」と規定さ

れ、球磨川漁協定款第46条の３では「総会に代わるべき総代会を設置するものと

する」と規定されている。

したがって、総代会は「総会に代わるべき」ものであり、「組合の専属事項」以

　　外は、まずは総代会に諮らなければならないのではないか。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上